

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法 令 名	宅地建物取引業法
根 拠 条 項	第 1 7 条第 1 項
処 分 の 概 要	不正受験者の合格取消、受験禁止
法 令 の 定 め	都道府県知事は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又は、その試験を受けることを禁止することができる。
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・ 処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号 :) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号 :)
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法令名	宅地建物取引業法
根拠条項	第 1 7 条第 3 項
処分の概要	不正受験者の受験禁止
法令の定め	<p>(第 1 7 条第 2 項) 指定試験機関は、前項に規定する委任都道府県知事の職権を行うことができる。</p> <p>(第 1 7 条第 3 項) 都道府県知事は、前 2 項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575)</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)</p>
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	宅地建物取引業法
根 拠 条 項	第 2 5 条第 7 項
処 分 の 概 要	宅地建物取引業者の免許の取消
法令の定め	<p>(第 2 5 条第 4 項)</p> <p>宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(第 2 5 条第 6 項)</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事は、第 3 条第 1 項の免許をした日から 3 月以内に宅地建物取引業者が第 4 項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。</p> <p>(第 2 5 条第 7 項)</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>(第 3 条)</p>
処 分 基 準	<p>設定しない</p> <p>(設定しない理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準が法令の定めに尽くされている。
処 分 担 当 課	<p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号 :)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号 :)</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>建設部住宅局建築指導課 (電話番号 : 011-204-5575)</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号 :)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号 :)</p>
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki.juntou.htm)

(別表2)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法
根拠条項	第65条第1項
処分の概要	宅地建物取引業者に対する指示
法令の定め	<p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許（第50条の2第1項の認可を含む。次項及び第70条第2項において同じ。）を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。）第11条第1項若しくは第6項、第12条第1項、第13条、第15条若しくは履行確保法第16条において読み替えて準用する履行確保法第7条第1項若しくは第2項若しくは第8条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。</p> <p>1号～4号</p>
処分基準	<p>設定する。</p> <p>宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準</p>
処分担当課	<p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）</p>
問い合わせ先	<p>建設部住宅局建築指導課（電話番号：011-204-5575 ）</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）</p>
備考	<p>(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法
根拠条項	第65条第2項
処分の概要	宅地建物取引業者の業務停止命令
法令の定め	国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、1年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 第1号～第8号
処分基準	設定する。 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号：011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	宅地建物取引業法
根 拠 条 項	第 6 5 条第 3 項
処 分 の 概 要	宅地建物取引業者に対する指示
法 令 の 定 め	都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、第 1 項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは履行確保法第 1 1 条第 1 項若しくは第 6 項、第 1 2 条第 1 項、第 1 3 条、第 1 5 条若しくは履行確保法第 1 6 条において読み替えて準用する履行確保法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した場合には、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。
処 分 基 準	設定する 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準
処 分 担 当 課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号: 011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
備 考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki.juntou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法 令 名	宅地建物取引業法
根 拠 条 項	第 6 5 条第 4 項
処 分 の 概 要	宅地建物取引業者の業務停止命令
法 令 の 定 め	都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行うもので、当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該宅地建物取引業者に対し、1 年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 第 1 号～第 5 号
処 分 基 準	設定する 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準
処 分 担 当 課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号： 011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法令名	宅地建物取引業法
根拠条項	第 6 6 条第 1 項
処分の概要	宅地建物取引業者の免許の取消
法令の定め	国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。 第 1 号～ 9 号 (第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 1 1 条、第 6 5 条)
処分基準	設定する 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号： 011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法
根拠条項	第66条第2項
処分の概要	宅地建物取引業者の免許の取消
法令の定め	国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第3条の2第1項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。 (第3条の2)
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・処分基準が法令の定めにつくされているため
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号: 011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	宅地建物取引業法
根 拠 条 項	第 6 8 条第 1 項
処 分 の 概 要	宅地建物取引士に対する指示
法 令 の 定 め	<p>都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に対し、必要な指示をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宅地建物取引業者に自己が専任の宅地建物取引士として従事している事務所以外の事務所の専任の宅地建物取引士である旨の表示をすることを許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をしたとき。 2 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して宅地建物取引士である旨の表示をしたとき。 3 宅地建物取引士として行う事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
処 分 基 準	<p>設定する</p> <p>宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準</p>
処 分 担 当 課	<p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>建設部住宅局建築指導課 (電話番号: 011-204-5575)</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)</p>
備 考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表2)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法
根拠条項	第68条第2項
処分の概要	宅地建物取引士の事務の禁止
法令の定め	都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が前項各号のいずれかに該当する場合又は同項若しくは次項の規定による指示に従わない場合においては、当該宅地建物取引士に対し、1年以内の期間を定めて、宅地建物取引士としてすべき事務を行うことを禁止することができる。
処分基準	設定する 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号: 011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法令名	宅地建物取引業法
根拠条項	第 6 8 条第 3 項
処分の概要	宅地建物取引士に対する指示
法令の定め	都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている宅地建物取引士が第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に対し、必要な指示をすることができる。
処分基準	設定する 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号： 011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	宅地建物取引業法
根 拠 条 項	第 6 8 条第 4 項
処 分 の 概 要	宅地建物取引士の事務の禁止
法 令 の 定 め	都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている宅地建物取引士が第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は同項若しくは前項の規定による指示に従わない場合においては、当該宅地建物取引士に対し、1 年以内の期間を定めて、宅地建物取引士としてすべき事務を行うことを禁止することができる。
処 分 基 準	設定する 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準
処 分 担 当 課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
問 い 合 わ せ 先	建設部住宅局建築指導課 (電話番号： 011-204-5575) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	宅地建物取引業法
根 拠 条 項	第 6 8 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要	宅地建物取引士の登録の消除
法 令 の 定 め	<p>都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録を消除しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 8 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで又は第 1 2 号のいずれかに該当するに至ったとき。 2 不正の手段により第 1 8 条第 1 項の登録を受けたとき。 3 不正の手段により宅地建物取引士証の交付を受けたとき。 4 前条第 1 項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき又は同条第 2 項若しくは第 4 項の規定による事務の禁止処分に違反したとき。 <p>(第 1 8 条)</p>
処 分 基 準	<p>設定する</p> <p>宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準</p>
処 分 担 当 課	<p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>建設部住宅局建築指導課 (電話番号: 011-204-5575)</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)</p>
備 考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

法 令 名	宅地建物取引業法
根 拠 条 項	第 6 8 条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要	宅地建物取引士の登録の消除
法 令 の 定 め	<p>第 1 8 条第 1 項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 8 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで又は第 1 2 号のいずれかに該当するに至ったとき。 2 不正の手段により第 1 8 条第 1 項の登録を受けたとき。 3 宅地建物取引士としてすべき事務を行い、情状が特に重いとき。 <p>(第 1 8 条)</p>
処 分 基 準	<p>設定する</p> <p>宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の違反行為に対する指導及び監督処分基準</p>
処 分 担 当 課	<p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>建設部住宅局建築指導課 (電話番号: 011-204-5575)</p> <p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)</p>
備 考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)